広島市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第16条第1項に定める生活困窮者就労訓練事業の認定に関し、同法及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 管轄地域

この要領は、広島市内の事業所で行う就労訓練事業について適用する。

3 認定の対象

就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行う。ただし、同一の法人が、広島市内に複数の事業所を有する場合は、一括して認定を行うことができるものとする。

4 申請

- (1) 就労訓練事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第20条に定める様式に基づく申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付して広島市長(以下「市長」という。)に提出すること。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合など他の法律に基づく監督を受ける法人についてはアからオまでの書類の添付を要しないものとする。
 - ア 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
 - イ 平面図、写真など事業が行われる施設に関する書類
 - ウ 事業所概要、組織図など事業の運営体制に関する書類
 - エ 貸借対照表、収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
 - オ 就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - カ 誓約書(様式2)
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせるものとする。
- (3) (1)に掲げる書類のうち、おおむね1年以内に同法以外の法律の規定による許認可等の申請又は届出において、同一の書類が広島市長に提出されている場合は、その旨を申請書(様式1)に付記することによって、添付を省略することができるものとする。

5 認定基準

就労訓練事業の認定基準は、規則第21条各号に基づき、次のとおりとする。

- (1) 就労訓練事業を行う者に関する要件
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
 - ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
 - エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
 - オー次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない 者

- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (エ) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当 する事業を行う者
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225条)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (き) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうちに(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- (2) 就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者(以下「利用者」という。)に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

- (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- (4) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講ずること。

イアに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

(3) 安全衛生に関する要件

利用者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。) が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

6 審査

市長は、就労訓練事業の認定申請があった場合、当該事業の内容について審査し、5の認定基準に適合していると認める場合は認定を行い、適合していないと認める場合は不認定とする。

7 認定等の通知

- (1) 市長は、6の審査により認定を行った場合は、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平成30年10月1日付け社援発1001第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき認定番号を付番するとともに、生活困窮者就労訓練事業認定通知書(様式3)を申請者に対して送付する。
- (2) 市長は、6の審査により不認定とした場合は、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書(様式4)を申請者に対して送付する。

8 事業の変更

- (1) 認定を受けた就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)を行う事業者(以下「認定就労訓練事業者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事前届出用)(様式5)により、市長に届け出なければならない。
 - ア 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称
 - イ 認定就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先
 - ウ 認定就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (2) 認定就労訓練事業者は、認定に係る事項のうち(1)に掲げる事項以外の事項に変更があった場合は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事後届出用)(様式6)により、速やかに市長に届け出なければならない。

9 事業の廃止

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届(様式7)により、その旨を市長に届け出なければならない。

10 報告の徴収

- (1) 市長は、認定就労訓練事業者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対して、法第21条第2項に基づく報告徴収を書面で求めるときは、報告徴収書(様式8)によりこれを行う。
- (2) (1)の報告を求められた者は、速やかに文書で市長へ報告しなければならない。

11 認定の取消し

- (1) 市長は、認定就労訓練事業者が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第 16条第3項に基づき当該認定を取り消すことができる。
- (2) 市長は、(1)の取消しを行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式9)により、その旨を通知する。

12 認定情報の登録

- (1) 市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し(以下「登録」という。)、これを適切に管理する。
- (2) 市長は、8(1)、8(2)及び9に定める届出並びに11(1)に定める取消しがあった場合は、認定 就労訓練事業台帳を更新する。
- (3) 市長は、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を自立相談支援機関である広島市くらしサポートセンターに提供する。

13 情報公開

市長は、次に掲げる情報をホームページにおいて公開するものとする。

- (1) 認定就労訓練事業者の名称及び所在地並びに連絡先
- (2) 認定就労訓練事業所の名称及び所在地並びに連絡先
- (3) 認定就労訓練事業の内容及び定員数
- (4) 認定年月日
- (5) 認定番号

14 その他

(1) 認定就労訓練事業者は、10名以上の定員を設けて社会福祉法(昭和26年法律第45号)

- 第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、第2種社会福祉事業開始届(様式10)により、市長に届け出なければならない。
- (2) (1)の届出を行った事業者は、届出事項の変更又は事業の廃止をした場合は、8又は9に基づく届出とは別に、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、変更又は廃止の日から一月以内に、第2種社会福祉事業変更(廃止)届(様式11)により、市長に届け出なければならない。
- (3) この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月6日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

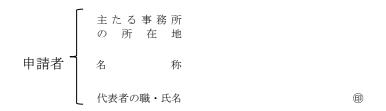
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

令和 年 月 日

(申請先)

広島市長 様



生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第1項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

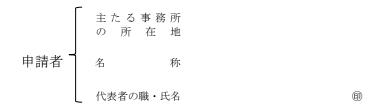
		(フリガナ)
生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	
	主たる事務所の 所在地 及び連絡先	郵便番号 () () () () () () () () () (
	法人の種別	法人所轄庁
行う者	代表者の 氏名	(フリガナ)
生活	名 称	(フリガナ)
行われる事業所 生活困窮者就労訓練事業が	所在地 及び連絡先	郵便番号(
·業所 訓練事		電話番号 FAX番号
業が	責任者の氏名	(フリガナ)
生	利用定員の数	
生活困窮者就労訓練事業	内容	
訓練事業	就労等の支援に関 する措置に係る責 任者(※)の氏名	(フリガナ)

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第21条第2号イに規定する責任者

誓 約 書

令和 年 月 日

広島市長様



令和 年 月 日付けで行った生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条 第1項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること(生活 困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)第21条 第1号ハ関係)。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること (規則第21条第1号ニ関係)。
- 4 規則第21条第1号ホ(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第21条第1号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法(以下「法」と言う。)、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生 法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうちに(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な 行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると 認められる者

5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、規則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号) 第21条第2号

- イ ロに掲げる生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置す ること。
- ロ 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
- (1) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- (2) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- (3) 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する 労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法(昭 和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること(規則第21条第3号関係)。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るもの を除く。)が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること(規則第21条第4号関係)。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン (平成 30 年 10 月 1 日付け社援発 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)」を遵守すること。

広 〇 〇 第 〇 号 令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

広島市長 松 井 一 實 (健康福祉局保護自立支援課)

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓 練事業を行う者の名 称、主たる事務所の所 在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓 練事業を行う事業所の 名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓 練事業の定員の数及び 内容		
ル 計 初 中 1 下 間 十 2 車 1 石	認定年月日	
当該認定に関する事項	認定番号	

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

広 〇 〇 第 〇 号 令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

広島市長 松 井 一 實 (健康福祉局保護自立支援課)

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の 名称及び所在地	
不認定となった理由	

認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事前届出用)

令和 年 月 日

広島市長 様

変更に係る事業所の

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。)第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

名称及び所在地				
変更予定年月日	令和	年	月	Ħ
認定生活困窮者就労訓 練事業が行われる事業 所の名称、所在地、連 絡先及び責任者の氏名 (規則 22 条第 2 号) に 関する変更内容				

認定生活困窮者就労訓練事業変更届(事後届出用)

令和 年 月 日

広島市長 様

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、届け出ます。

	こ係る事業所の名称 所在地						
変更生	平月日		令和	年	月	Ħ	
	認定生活困窮者就 労訓練事業を行う 者の名称、主たる 事務所の所在地、 連絡先及び代表者 の氏名(規則第22 条第1号)						
	認定生活困窮者就 労訓練事業の定員 の数(規則第22条 第3号)						
	認定生活困窮者就 労訓練事業の内容 (規則第22条第4 号)						
	就労等の支援に関す る措置に係る責任者 の氏名(規則第 22 条第 5 号)						

[※] 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

令和 年 月 日

広島市長 様

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生 労働省令第 16 号)第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の 名称及び所在地							
廃止年月日		令和	年	月	日		

広 ○ ○ 第 ○ 号 令和 年 月 日

○○ ○○ 様

広島市長 松 井 一 實 (健康福祉局保護自立支援課)

報告徴収書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。)第21条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条第 2 号の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	令和 年 月 日

広 〇 〇 第 〇 号 令和 年 月 日

○○ ○○ 様

広島市長 松 井 一 實 (健康福祉局保護自立支援課)

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

令和 年 月 日付けで行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者 自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項の規定により、次のとおり取り消したので通 知します。

取消に係る認定生活困 窮者就労訓練事業を行 う者の名称、主たる事 務所の所在地及び 代表者の氏名	
取消に係る認定生活困 窮者就労訓練事業を行 う事業所の名称 及び所在地	
取消となった理由	

第2種社会福祉事業開始届 (認定生活困窮者就労訓練事業)

令和 年 月 日

広島市長 様

下記のとおり第2種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、 関係書類を添付の上届け出ます。

経	営者の名称	
代	表者の氏名	
主たる事務所の 所 在 地		
事	業の種類	第2種社会福祉事業としての認定生活困窮者就労訓練事業
	事業所の名称	
事業の	事業所の所在地	
内容	訓練事業の内容	
	利用定員の数	人
事業開始年月日		令和 年 月 日
添付書類		定款又は基本約款(別添のとおり)

第2種社会福祉事業変更(廃止)届 (認定生活困窮者就労訓練事業)

令和 年 月 日

広島市長 様

下記のとおり第2種社会福祉事業を変更(廃止)したので、社会福祉法第69条第2項の規定に 基づき届け出ます。

変 更 事 項 (※廃止の場合は 廃止の旨記入)						
変更(廃止)年月日	令和	年	月	日		